

和光市立中学校の配置・規模に関する基本方針

平成 28 年 12 月 22 日

和光市長 松本 武洋

1 策定の趣旨

当市は、平成 20 年 6 月に新倉・下新倉地域への小・中学校建設に関する陳情書が市議会において全会一致で採択されたことから、平成 21 年 6 月に和光市立小・中学校の適正配置・適正規模等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、当時における児童生徒数の推移や増加見込みなどを踏まえ、和光市立小・中学校の配置・規模の適正化について検討を進めました。

検討の結果、平成 21 年 8 月に検討委員会から「新倉・下新倉地域に小学校を建設することが望ましい。また、中学校も市北部地域に新設校を設置することが望ましい。」との答申が提出されたことから、当市は、同年 11 月に下新倉小学校の建設を決定し、平成 28 年 4 月に下新倉小学校を開校しました。

下新倉小学校の開校により市立小学校の配置・規模に関する課題は概ね解消されたことから、今後は「中学校も市北部地域に新設校を設置することが望ましい。」との答申に対して、当市の対応を決定する必要があります。

もっとも、検討委員会が答申を提出した平成 21 年以降、全国的な少子高齢化の更なる進展、リーマンショックによる景気後退や社会保障関係費の逡増による厳しい財政状況など当市を取り巻く環境は大きく変化しています。

そこで、市立中学校の配置・規模に関する現状と課題等を再度確認し、市立中学校の新設に関する方向性も含めた和光市立中学校の配置・規模に関する基本方針を定めるものとします。

2 市立中学校の配置・規模に関する現状と課題

(1) 現状

ア 生徒数の推移

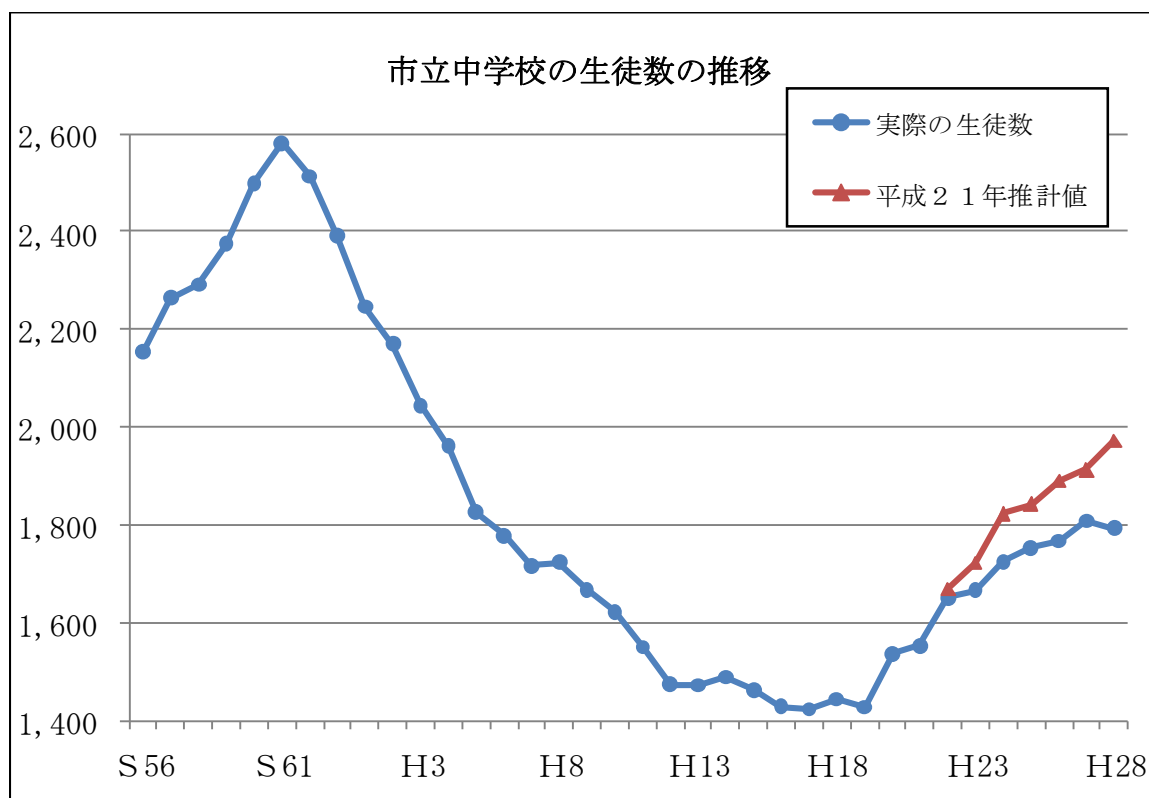
全国的な少子化と人口減少が続いている中、当市の市立中学校に通学する生徒数は、昭和 61 年度の 2,581 人をピークに平成 17 年度の 1,424 人となるまで約 45% 減少したものの、その後は増加傾向に転じ、

平成 27 年度は 1,808 人となっています。もっとも、平成 20 年度以降、徐々に増加傾向は鈍化し、平成 28 年度には 1,794 人と再び減少に転じています《資料 1、下記グラフ参照》。

また、平成 28 年 4 月 1 日現在の小学校 1 年生から 6 年生の児童のうち市立中学校に通学することが見込まれる児童数が各学年 600 人前後であり《資料 2 参照》、現在の市立中学校 1 学年の生徒数と同程度と見込まれていることに加えて、平成 28 年 2 月に策定した「和光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における和光市人口ビジョンにおいて、当市の年少人口（0 歳から 14 歳までの人口）は平成 27 年度以降に減少していくものと推計されています《資料 3 参照》。

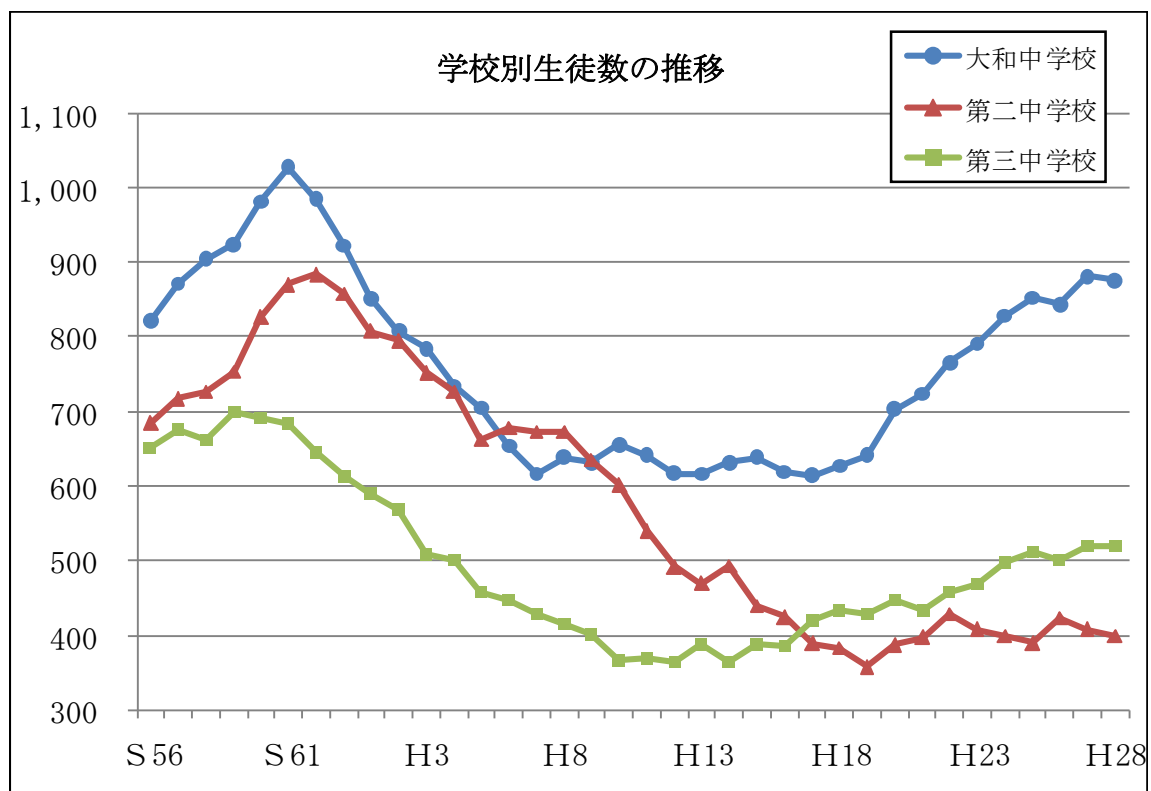
したがって、当市の市立中学校に通学する生徒数は、今後は減少していくものと見込まれます。

なお、平成 21 年の検討委員会の会議資料とされた当時の推計（以下「平成 21 年推計」という。）においては、平成 33 年度まで生徒数が増加するものと見込まれており、平成 28 年度の生徒数は実数よりも 178 人多い 1,972 人と見込まれていたことから、生徒数の現状は平成 21 年推計を下回るものとなっています《資料 6、下記グラフ参照》。



学校別の生徒数の推移については、全体の傾向と同様、大和中学校は昭和61年度の1,027人、第二中学校は昭和62年度の883人、第三中学校は昭和59年度の698人をピークとして、大和中学校は平成17年度の614人（約40%減）、第二中学校は平成19年度の358人（約60%減）、第三中学校は平成12年度の365人（約48%減）となるまで減少した後、一度は増加傾向となったものの、平成26年度から平成28年度にかけて再び減少傾向又は横ばいの傾向となっています。

もっとも、平成28年度における学校別の生徒数が、大和中学校は875人、第二中学校は399人、第三中学校は520人となっており、ピーク時の生徒数と比較すると、大和中学校は約15%の減少にとどまっているのに対し、第二中学校は約55%の減少、第三中学校は約26%の減少となっており、大和中学校以外の2校、特に第二中学校の生徒数が著しく減少している状況となっています《資料1、下記グラフ参照》。

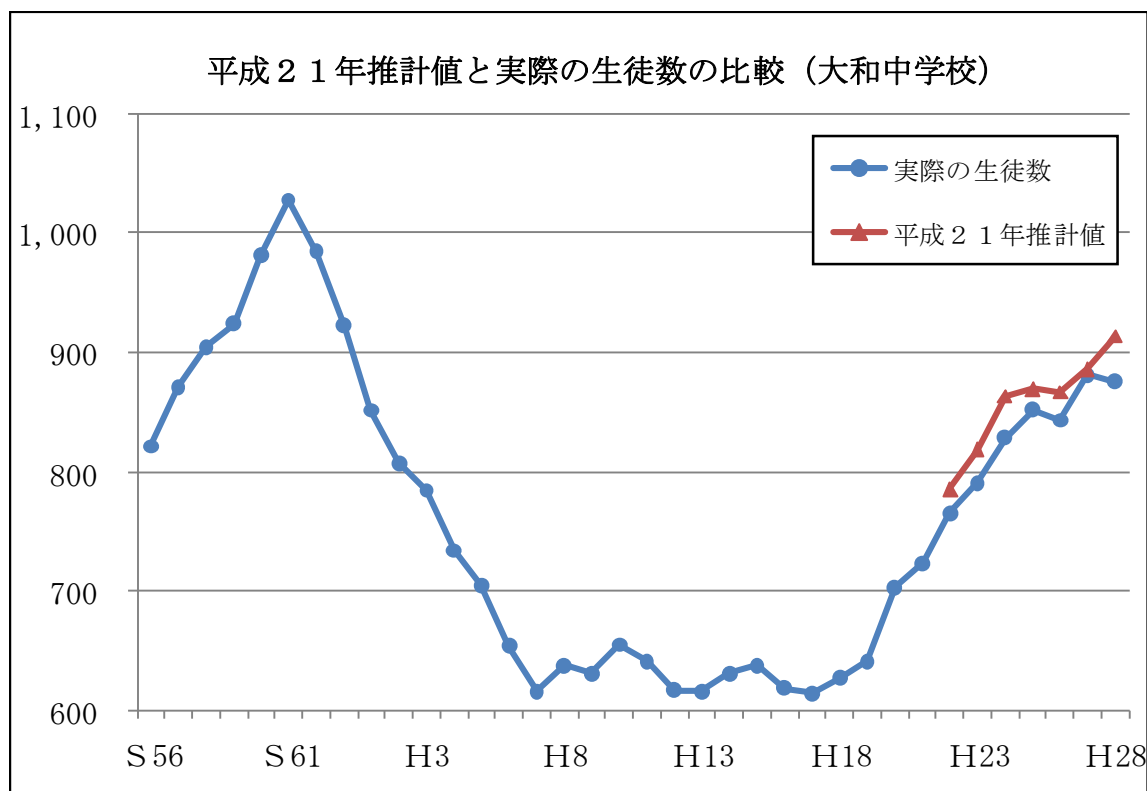


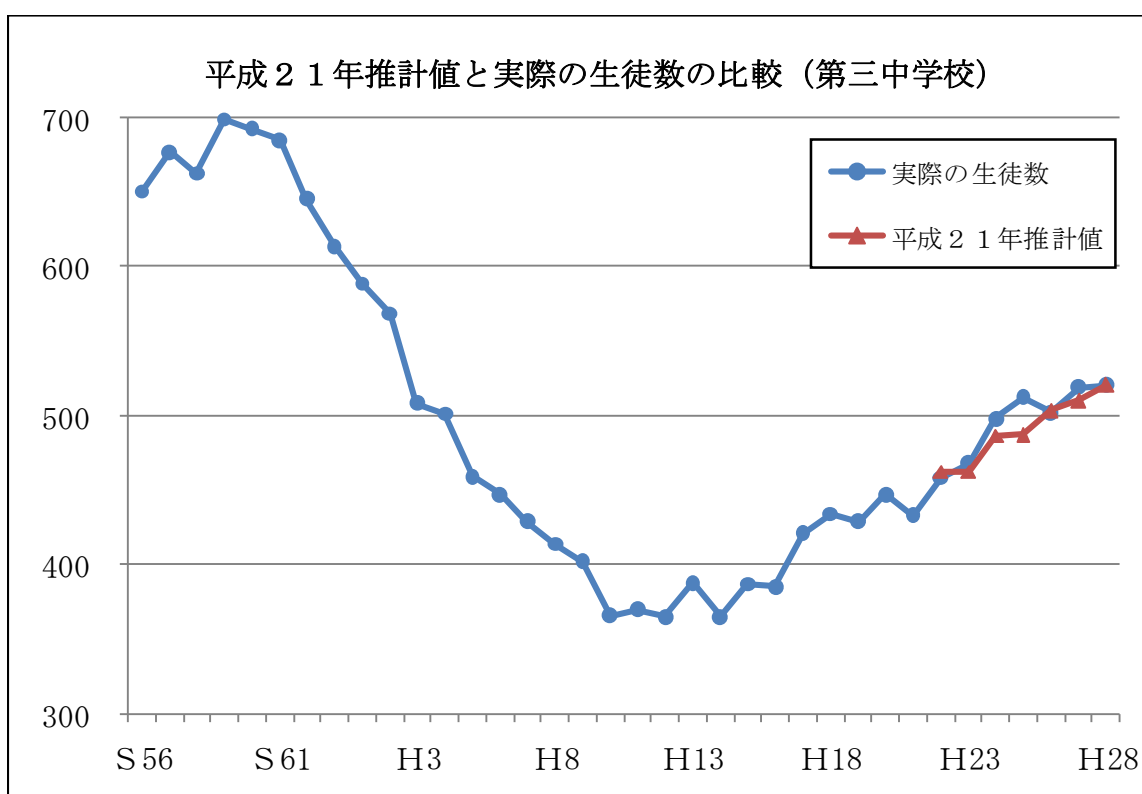
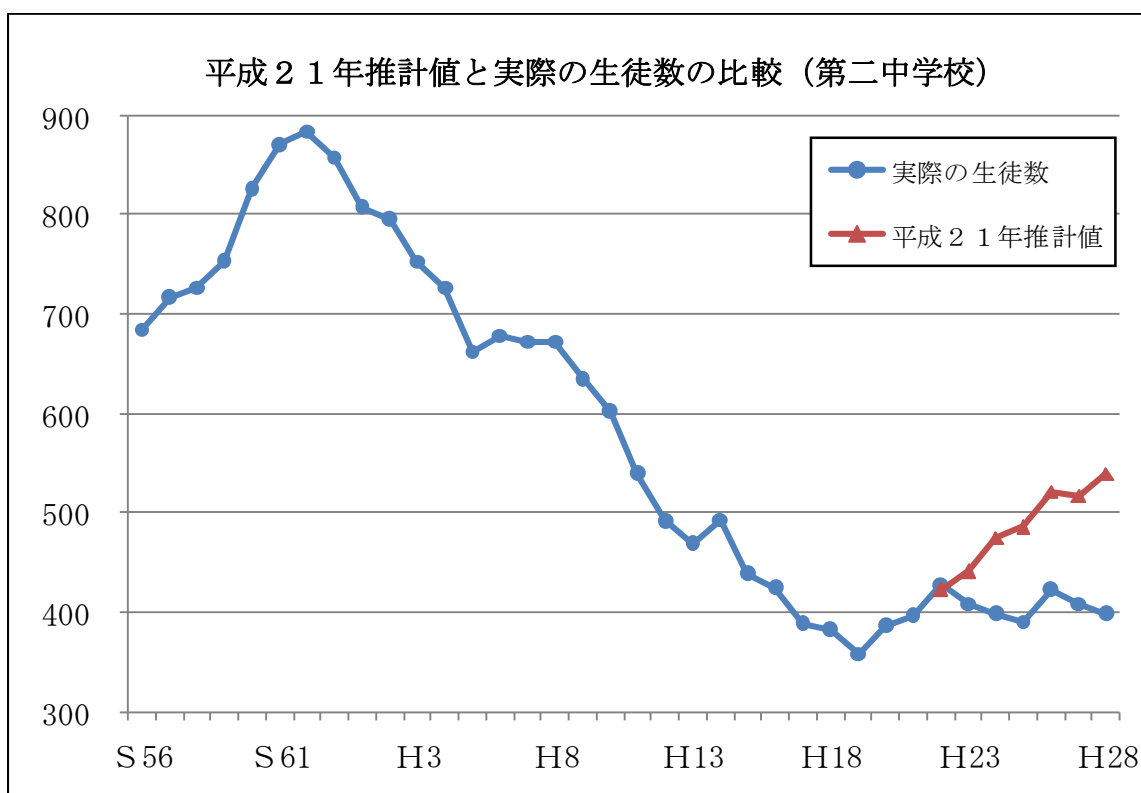
他の2校と比較して大和中学校の生徒数の減少率が小さい主な理由は、平成9年度に施行が完了した丸山台土地区画整理事業の実施などにより、平成20年度以降、大和中学校の通学区域に含まれている新倉地区、下新倉地区、白子地区及び丸山台地区の人口が増加を続けている点にあると考えられます《資料4参照》。

また、現在施行中である駅北口土地区画整理事業や中央第二谷中土地区画整理事業の施行区域が大和中学校の通学区域内であることなどを踏まえると、大和中学校の生徒数が他の２校の生徒数を上回る傾向は継続すると考えられます《資料９、１０参照》。

したがって、学校別の生徒数は、いずれの学校についても減少していくものと見込まれるものの、大和中学校の生徒数が他の２校の生徒数を上回る傾向は今後も継続するものと見込まれます。

なお、平成２１年推計における平成２８年度の学校別の生徒数は、大和中学校９１３人（＝実際の生徒数＋３８人）、第二中学校５３９人（＝実際の生徒数＋１４０人）、第三中学校５２０人（＝実際の生徒数）と見込まれており、大和中学校及び第二中学校の生徒数の現状は、平成２１年推計を大きく下回るものとなっています《資料６、下記グラフ参照》。





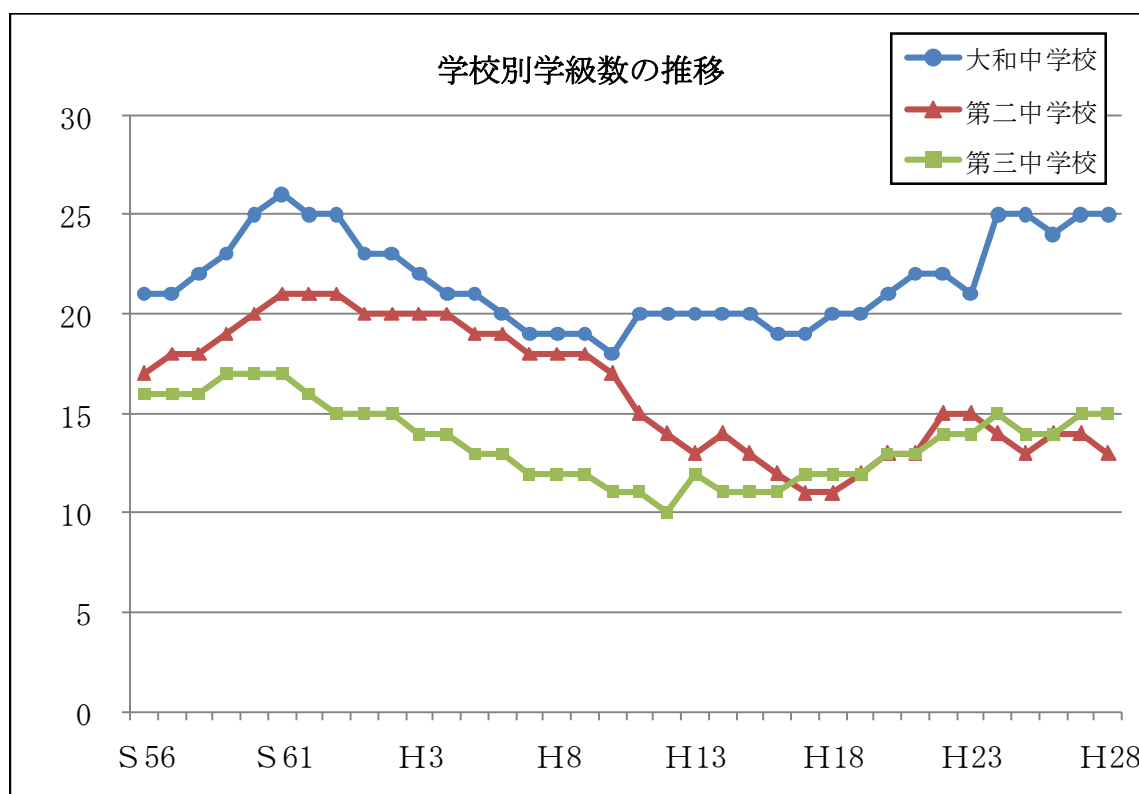
イ 学校規模（学級数）の推移

市立中学校の学級数については、生徒数の傾向と同様、昭和 61 年度の

64学級をピークに平成16年度の42学級となるまで約34%減少し、その後は54学級まで増加したものの、平成28年度には53学級となっています《資料1参照》。

学校別の学級数については、生徒数の傾向と同様、大和中学校は昭和61年度の26学級、第二中学校は昭和61年度の21学級、第三中学校は昭和59年度の17学級をピークとして、大和中学校は平成10年度の18学級、第二中学校は平成17年度の11学級、第三中学校は平成12年度の10学級となるまで減少した後、一度は増加傾向となったものの、平成24年度から平成28年度にかけて再び減少傾向又は横ばいの傾向となっています《資料1、下記グラフ参照》。

また、平成28年度における学校別の学級数が、大和中学校は25学級、第二中学校は13学級、第三中学校は15学級となっており、ピーク時の学級数と比較すると、大和中学校は1学級の減少、第三中学校は2学級の減少にとどまっているのに対し、第二中学校は8学級の減少となっており、第二中学校の学級数が著しく減少している状況も生徒数の傾向と同様となっています。



学校規模について、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

は学校規模の標準を12学級以上18学級以下と定めており、当市の市立中学校の学級数については、3校平均では18学級（ $\div 53 \text{ 学級} \div 3 \text{ 校}$ ）と標準の範囲内であるものの、学校別にみると平成28年度の学級数が25学級である大和中学校は大規模校に該当します。

もっとも、同規則は「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と弾力的な運用を認めており、国も31学級以上の過大規模校に該当しない限りは分離に向けた助言・指導等を行っていない状況にあります。

他方、平成28年度に13学級である第二中学校は、同中学校の通学区域内にある本町小学校及び広沢小学校に通学する児童数が減少傾向にあることなどから《資料4、5参照》、今後の生徒数の減少により学級数が12学級を下回る小規模校となる可能性があります。

なお、平成28年4月1日現在の1学級当たりの生徒数は、いずれも40人以下（特別支援学級においては5人以下）となっており、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）に定める学級編制の標準（1学級40人（特別支援学級においては8人））を満たしています。

ウ 学校施設の状況

学校施設の耐震化等の状況については、各中学校において校舎や体育館の構造部の耐震化は既に完了しており、現在は非構造部材の耐震化を進めており、平成30年度を目処に完了する予定となっております。

もっとも、改築工事を実施した大和中学校の体育館や平成28年度に改築工事を実施中の第二中学校の給食室など一部の校舎等を除き、各施設について、竣工後40年前後が経過し、老朽化が進んでいることから、今後既存の施設を維持していただくだけでも多額の更新費用が必要となることが見込まれます《資料7参照》。

他方、市立中学校の教室数については、平成28年4月1日現在の全教室数が147室であり、そのうち普通教室使用数は53室、特別教室使用数は44室、その他の管理関係室等が50室となっています。その他の管理関係室等のうち普通教室に転用することが可能な教室数については、大和中学校は2室、第二中学校は6室の合計8室となっています《資料8参照》。

したがって、学校施設については、いずれの学校においても老朽化対策

の計画的な実施が必要な状況となっているものの、大和中学校及び第二中学校では一定数の学級数の増加には対応することができる状況となっています。

エ 学校の配置状況

市立中学校については、大和中学校、第二中学校及び第三中学校のいずれの中学校も和光市駅の南側にあり、和光市駅の北側には中学校が配置されていない状況となっています。

もっとも、当市の面積は11.04平方キロメートルと埼玉県63市町村のうち3番目に小さく（国土地理院「平成27年度全国都道府県市区町村別面積調」より）、和光市駅の北側の地域は大和中学校から概ね3キロメートル、第二中学校からでも概ね4キロメートルの範囲内にあり、市立中学校が和光市駅の北側の地域から著しく離れた位置に配置されている状況ではないものと考えられます。

実際の通学距離については、いずれの中学校の通学区域においても概ね3キロメートル以内となっており、国が示している公立中学校の通学距離の基準である6キロメートル以内（平成27年1月25日付け26文科初第1112号「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について（通知）」・「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」より）を下回っています。

したがって、学校の配置状況については、和光市駅の北側にも市立中学校が配置されていることが望ましいと考えられるものの、和光市駅の北側の地域から既存の市立中学校までの距離や生徒の通学距離を踏まえると適正の範囲内であると考えられます。

(2) 課題

以上のように、当市の市立中学校の配置・規模については、全体としてみると、生徒数が減少していくことが見込まれており、現時点において各中学校の学級数及び1学級あたりの生徒数が法令等に定められた標準から大きく乖離しているものではなく、各施設の老朽化は進んでいるものの大和中学校及び第二中学校では一定数の生徒数の増加に対応することが可能であることに加えて、各中学校の通学距離が国の示している基準を満たしていることから、適正の範囲内にあると言えます。

もっとも、学校別にみると、大和中学校への生徒数の偏在と第二中学校に

おける生徒数の減少があり、当該状況が今後も継続すると見込まれます。

3 その他の考慮事項

(1) 当市の財政状況

当市の財政状況については、平成21年度以降、景気低迷の影響から歳入の根幹である市税収入が大幅に減少し、大変厳しい状況が続いています。

具体的には、歳入では、市税収入について、平成21年度以降、人口増加や年少扶養控除の廃止、和光市北インター土地区画整理区域内の物流拠点の稼働などの幾つかの増収要因があったにもかかわらず、平成28年度当初予算（約141億円）においても平成20年度決算額（約147億円）から比べて6億円程度低い水準となっています。他方、歳出では、5つの土地区画整理事業の進展に伴う投資的経費の増加、高齢化の進展や福祉制度の拡充に伴う社会保障関係費の通増等に加えて、公共施設の老朽化への対応など今後も大きな財政需要が見込まれています。

また、当市は、下新倉小学校の建設費用に充てるため、平成26年度から平成27年度にかけて多額の基金取崩しと市債発行を行ったことから、当市の平成27年度末の一般会計の基金残高は約16億円と平成20年度末の約27億円から約11億円減少しており、平成27年度末の一般会計の市債残高は約177億円と平成20年度末の約162億円から約15億円増加しています。

(2) 和光市公共施設等総合管理計画との関係

当市は、学校施設を含めた公共施設等について、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的として、和光市公共施設等総合管理計画（以下「施設管理計画」という。）を平成28年3月に策定しました。

施設管理計画においては、公共建築物の配置及び機能の再編等における基本的な考え方として、公共建築物の新規整備は原則として行わず、やむを得ず新規整備を行う場合は併せて既存公共建築物の統廃合を必ず行うこととする「保有総量の抑制」と公共建築物の建替えや大規模改修を行う場合は複数の公共建築物を集合させる複合化や複数の機能を持たせる多機能化を実施することを原則とする「複合化・多機能化の推進」の2つの原則を定めています。

4 基本方針

市立中学校の配置・規模に関する現状と課題、厳しい財政状況等を踏まえ、市立中学校の配置・規模については、以下の事項を基本的な方針とします。

(1) 市立中学校の配置について

市立中学校の配置については、年少人口の近年の推移と将来推計、また、各中学校の教室数の状況等から、原則として現行の3校体制を維持するものとします。ただし、新たな土地区画整理事業の施行等、今後のまちづくりの進展により生徒数の増加が見込まれる場合など、特別な事情が生じた場合は、和光市駅北側への中学校の配置について改めて検討するものとします。

(2) 市立中学校の規模について

市立中学校の規模については、省令（12学級以上18学級以下）及び法律（1学級40人（特別支援学級においては8人））が定める標準を目安としますが、通学区域の範囲や通学路の状況など各学校によって異なる事情があることから、一律の基準は設けないこととします。

ただし、大和中学校への生徒数の偏在により大和中学校と第二中学校の間に学校規模による格差が生じる可能性があるという喫緊の課題へ対応するため、通学区域の変更の実施に向けて早急に検討を始めるものとします。